

第 204 号
平成26年11月27日

亜東関係協会
会長 李 嘉進 殿

公益財団法人交流協会台北事務所
代表 沼田 幹夫

公益財団法人交流協会台北事務所は、亜東関係協会に敬意を表するとともに、日本の関係当局が、相互主義に基づき、台湾の関係当局が発給した有効な台湾護照を所持する台湾居住者であって、日本への入国を希望する者に発給されるワーキング・ホリデー査証の手数料を2014年後期から免除することで我が国関係当局と調整を了したことを通報いたします。

当協会としましても、今回の措置が相互主義に基づきとられることを通じて、日台間での一層緊密な協力関係が促進され相互理解が促進されることを期待しております。